

～せんきょのひ カレンダーに まるしたよ！～

3月16日(日)

千葉県知事選挙・

千葉県議会議員補欠選挙投票日



千葉県知事選挙は、2月27日(木)に告示され、3月16日(日)が投票日です。

▶投票できる方

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている方です。

- ・平成19年3月17日までに生まれた方
- ・令和6年11月26日までに神崎町の住民基本台帳に登録され、引き続き投票日まで千葉県内に住んでいる方

▶投票時間 午前7時～午後8時

▶投票所

場 所	
第1投票所	神崎ふれあいプラザ
第2投票所	米沢小学校体育館

▶病院等に入院中の方は不在者投票をご利用ください
指定を受けた病院や老人ホームなどに入院(入所)している方は、施設内で不在者投票ができますので、各施設にお問い合わせください

▶投票日に投票所に行けない方は期日前投票を！

- 投票期間 2月28日(金)～3月15日(土)の毎日
- 投票時間 午前8時30分～午後8時
- 期日前投票所 役場1階小会議室

【ご注意ください】

千葉県知事選挙と千葉県議会議員補欠選挙は、期日前投票ができる期間が異なります。

- ・千葉県知事選挙 2月28日(金)から
- ・千葉県議会議員補欠選挙 3月8日(土)から

▶最近、神崎町に転入して来られた方へ

令和6年11月27日以降に神崎町に転入された方は、神崎町では投票できませんが、千葉県内の他の市町村から転入された方は、旧住所地で投票できる場合があります。この場合、市区町村長が発行する「引き続き県内に住んでいることの証明書」の提示が必要です

期日前投票所の投票立会人を募集します

神崎町選挙管理委員会では、千葉県知事選挙及び千葉県議会議員補欠選挙における期日前投票所の立会人を募集します。

町民の皆様に選挙に対する理解と関心を深めていただくとともに、実際に選挙の投票所用務に携わることで、選挙を身近なものと感じてもらいたいと思います。皆様の応募をお待ちしております。

- ▶資格 選挙権を有する方(18歳以上)
- ▶内容 期日前投票所における投票手続き全般の立会い
- ▶期間 2月28日(金)～3月15日(土)(1日でも可)
- ▶時間 午前8時20分～午後8時30分
- ▶報酬 日額9,600円(昼食・夕食は別途支給)
- ▶募集人員 期日前投票日(全16日間)ごとに2名
- ▶応募方法 2月13日(金)までに、町選挙管理委員会へ電話で応募してください。
ただし、応募者が募集人員に達した時点で締め切ります。
応募時に、氏名、住所、生年月日、職業、電話番号、所属政党、立会いできる日などをお聞きします。
- ▶問合せ 神崎町選挙管理委員会(役場総務課内) ☎72111

